

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理【組合】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ リスク管理の高度化の取組を評価・検証する際の着眼点の例示</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>主要なリスクは、「自己資本の基本的項目 (Tier I)」でカバーされるようになっているか。</u></p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。</p>	<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理【組合】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ リスク管理の高度化の取組を評価・検証する際の着眼点の例示</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>主要なリスクについて自己資本比率規制上の自己資本 (適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。) でカバーする等、自己資本の損失吸収力の程度も適切に勘案したものとなっているか。</u></p> <p>エ・オ (略)</p> <p>④ <u>例えば、リスク資本の配賦等に当たり、その他有価証券評価差額金による影響も適切に勘案する等、自らが抱えるリスクや自己資本の特性等を十分に踏まえた対応を行っているか。</u></p> <p>⑤ <u>農中、信連及び全国共済農業協同組合連合会への資本の供与に当たっては、自らの自己資本に配慮したものとなっているか。</u></p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－２－２－２ リスク管理共通編及び統合リスク管理【農中】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 統合リスク管理に関する主な着眼点</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>主要なリスクは、普通出資等 Tier 1 資本等の損失吸収力の高い資本でカバーされるようになっているか。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ－２－４ 信用リスク</p> <p>Ⅱ－２－４－３ 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不良債権比率、大口与信（Tier I の 10%以上の与信先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額又は与信残高が上位一定数以上の先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額のうちいずれか大きい方）の比率、特定業種への集中度といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の</p>	<p>Ⅱ－２－２－２ リスク管理共通編及び統合リスク管理【農中】</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 統合リスク管理に関する主な着眼点</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>主要なリスクについて普通株式等 Tier 1 資本でカバーする等、自己資本の損失吸収力の程度も適切に勘案したもとなっているか。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ－２－４ 信用リスク</p> <p>Ⅱ－２－４－３ 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不良債権比率、大口与信（<u>組合については自己資本の額（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）</u>、農中については Tier 1 資本の額の 10%以上の与信先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額又は与信残高が上位一定数以上の先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額のうちいずれか大きい方）の比率、特定業種への集中度といっ</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額をいう。）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。（信用リスク改善措置）</p>	<p>た基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額をいう。）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。（信用リスク改善措置）</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>Ⅱ－２－５ 市場リスク Ⅱ－２－５－１ 意義【共通】</p>	<p>Ⅱ－２－５ 市場リスク Ⅱ－２－５－１ 意義【共通】</p>
<p>市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産、負債及びオフバランス取引の価値が変動し、系統金融機関が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、系統金融機関が損失を被るリスクをいうが、系統金融機関は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、経営の健全性の確保に努める必要がある。</p>	<p>市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産、負債及びオフバランス取引の価値が変動し、系統金融機関が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、系統金融機関が損失を被るリスクをいうが、系統金融機関は、<u>当該損失が自己資本比率規制上の自己資本に算入されるか否かにかかわらず</u>、当該リスクに係</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>II-2-5-2 主な着眼点 (略)</p> <p>II-2-5-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する系統金融機関に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</p> <p>① (略)</p> <p>② アウトライヤー基準(金利リスク量(標準的金利ショック(ア. 上下200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又はイ. 保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセントイル値と99パーセントイル値による金利ショック)によって計算される経済価値の低下額。農中にあつては特定取引に係るものを除く。))が<u>基本的項目</u>(Tier I)と補完的項目(Tier II)の合計額(農中にあつては総自</p>	<p>る内部管理態勢を適切に整備し、経営の健全性の確保に努める必要がある。</p> <p>II-2-5-2 主な着眼点 (略)</p> <p>II-2-5-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する系統金融機関に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</p> <p>① (略)</p> <p>② アウトライヤー基準(金利リスク量(標準的金利ショック(ア. 上下200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又はイ. 保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセントイル値と99パーセントイル値による金利ショック)によって計算される経済価値の低下額。農中にあつては特定取引に係るものを除く。))が<u>自己資本の額</u>(農中にあつては総自己資本の額)の20%を超えるもの)に該当</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>己資本の額)の20%を超えるもの)に該当する系統金融機関 (以下略)</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性 Ⅱ－3－1 法令等遵守 Ⅱ－3－1－5 出資増強時における留意点【共通】 Ⅱ－3－1－5－1 着眼点【共通】</p> <p>例えば早期是正措置や早期警戒制度における収益性改善措置など、系統金融機関に対して、必要に応じ、法令に基づき経営改善計画等の提出を求める場合において、当該計画に普通出資による資本増強策が含まれているときにあっては、例えば「優越的な地位の濫用」の防止など法令遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さの観点から十分な経営努力が払われているかどうか等、特に、以下のような着眼点から検証することとする。</p> <p>(1) 基本的な経営姿勢(略)</p> <p>(2) 特に留意すべき事項 出資増強に際して遵守すべきすべての法令に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。 特に、以下の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。 ① 金融機関の自己資本としての健全性(安定性・適格性)の確保 ア 出資の申込みの勧誘に係る方針は、自己資本としての健全性の確</p>	<p>する系統金融機関 (以下略)</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性 Ⅱ－3－1 法令等遵守 Ⅱ－3－1－5 出資増強時における留意点【共通】 Ⅱ－3－1－5－1 着眼点【共通】</p> <p>例えば早期是正措置や早期警戒制度における収益性改善措置など、系統金融機関に対して、必要に応じ、法令に基づき経営改善計画等の提出を求める場合において、当該計画に普通出資による資本増強策が含まれているときにあっては、例えば「優越的な地位の濫用」の防止など法令遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さの観点から十分な経営努力が払われているかどうか等、特に、以下のような着眼点から検証することとする。</p> <p>(1) 基本的な経営姿勢(略)</p> <p>(2) 特に留意すべき事項 出資増強に際して遵守すべきすべての法令に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。 特に、以下の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。 ① 金融機関の自己資本としての健全性(安定性・適格性)の確保 ア 出資の申込みの勧誘に係る方針は、自己資本としての健全性の確</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>保の観点を十分踏まえたものとなっているか。 (新設)</p> <p>イ 少なくとも、以下のような問題のあるケースについての取扱いは、明確にされているか。 a・b (略)</p> <p>(注) なお、信用リスクの観点からは、<u>経営改善支援に注力すべき組合員等(特に融資取引先)に増資払込みを行わせることのないよう、業況や財務内容等を十分見極める必要があることに留意する</u>。例えば、「要管理先」以下の債務者に対し、<u>増資払込みを行わせることは、信用リスク管理の適正の観点から問題となる場合もあることに留意する</u>。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ-4 農協法及び農中法等に係る事務処理 Ⅲ-4-6 自己資本の適切性(資本の質) Ⅲ-4-6-1 主な着眼点</p>	<p>保の観点を十分踏まえたものとなっているか。</p> <p><u>イ 経営改善支援に注力すべき組合員等に増資払込みを行わせることのないよう、業況や財務内容等を十分見極めた上で出資増強を行っているか。</u></p> <p>ウ 少なくとも、以下のような問題のあるケースについての取扱いは、明確にされているか。 a・b (略)</p> <p>(注) なお、信用リスク<u>管理の適正</u>の観点からは、例えば、「要管理先」以下の債務者に対し、増資払込みを行わせることは、問題となる場合もあることに留意する。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ-4 農協法及び農中法等に係る事務処理 Ⅲ-4-6 自己資本の適切性(資本の質) Ⅲ-4-6-1 主な着眼点</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－４－６－１－２ 自己資本の充実度の評価【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>農中がその資本調達手段の保有者に対して取得に必要な資金を直接又は間接に融通しておらず、また、当該資本調達手段を農中の子法人等又は関連法人等が取得していないか。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(3) <u>資本調達を行った組合が、劣後ローン等の貸手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸出を行っていないか。</u></p> <p>(4) ・ (5) (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>Ⅲ－４－６－１－２ 自己資本の充実度の評価【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>(削る)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) <u>系統金融機関が資本調達手段の保有者に対して取得に必要な資金を直接又は間接に融通しておらず、また、当該資本調達手段を当該系統金融機関の子法人等又は関連法人等が取得していないか。</u></p> <p>(4) ・ (5) (略)</p> <p>(中略)</p>
<p>Ⅲ－４－６－２ 監督手法・対応</p> <p>Ⅲ－４－６－２－２ 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認</p>	<p>Ⅲ－４－６－２ 監督手法・対応</p> <p>Ⅲ－４－６－２－２ 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅲ-4-6-2-2-1 組合【組合】</u></p> <p><u>組合の自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、農協法自己資本比率告示並びにバーゼル合意（バーゼルⅢを除く。以下このⅢ-4-6-2-2-1において同じ。）及び「自己資本の基本的項目(Tier I)としての発行が適格な資本調達手段」（平成10年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。</u></p> <p><u>(1) TierⅡ適格性（劣後ローンによる借入れについて）</u></p> <p><u>信用事業命令第58条第1項第13号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れの届出があった場合において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>① 劣後債権者の支払い請求権について、破産手続における配当の順位は、破産法（平成16年法律第75号）に規定する劣後的破産債権に後れるものとする旨の定めがあるか。これに加えて、少なくとも民事再生等の劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に利払い、配当を含め上位債権者を優先させる契約内容がある旨の記載があるか。</u></p>	<p>(削除)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>② <u>農協法自己資本比率告示第5条第1項第4号又は第13条第1項第4号に該当するものとして借入する場合には、利払いの義務の延期が認められるものとするために、少なくとも当該組合に分配可能額がない場合及び利払いを行うと当該組合が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。</u></p> <p>また、事業を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば行政庁が要求する最低自己資本比率基準の2分の1に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか。(平成11年3月1日以降に契約又は契約更改されるものにつきチェックする。) 194</p> <p>③ <u>上位債権者に不利益となる変更、劣後特約に反する支払いを無効とする契約内容がある旨の記載があるか。</u></p> <p>④ <u>債務者の任意(オプション)による償還については、バーゼル合意を踏まえ、行政庁の事前承認が必要であるとする契約内容がある旨の記載があるか。</u></p> <p>なお、事前承認に当たっては、農協法自己資本比率告示及び監督指針Ⅲ-4-6-2-3-1に留意するものとする。</p> <p>⑤ <u>農協法自己資本比率告示第5条第3項及び第13条第3項に定める「ステップ・アップ金利等が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。</u></p> <p><u>ア 契約時から5年を経過する日までの期間において、ステップ・アップ金利等を上乗せしていないこと。</u></p> <p><u>イ 『「150ベース・ポイント」から「当初の金利のベースとなるイン</u></p>	

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>デックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド</u>』を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。</p> <p><u>ウ スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記イの範囲内となるよう計画されたものとなっているか。</u></p> <p><u>Ⅲ－４－６－２－２－２ 農中【農中】</u></p> <p>農中の自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、農中法自己資本比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p><u>(3) 適格旧 Tier 1 資本調達手段又は適格旧 Tier 2 資本調達手段としての適格性</u></p> <p><u>農中が平成 25 年 3 月 30 日までに発行した資本調達手段のうち、その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段に該当しないものについ</u></p>	<p><u>Ⅲ－４－６－２－２－１ 農中【農中】</u></p> <p>農中の自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、農中法自己資本比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(削る)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>て、自己資本比率規制上の適格旧 Tier 1 資本調達手段又は適格旧 Tier 2 資本調達手段として適格であるかどうかについて確認するためには、Ⅲ－４－６－２－２－１に準じて行うことに留意するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>Ⅲ－４－６－２－３ <u>期限前弁済の届出受理に際してのチェック</u></p> <p>Ⅲ－４－６－２－３－１ <u>期限前弁済の届出受理に際しての確認【組合】</u></p> <p>(1) <u>信用事業命令第 58 条第 1 項第 14 号に規定する劣後ローンの期限前弁済の届出を受理しようとする時は、農協法自己資本比率告示並びにバーゼル合意（バーゼルⅢを除く。）及び「自己資本の基本的項目（Tier</u></p>	<p><u>Ⅲ－４－６－２－２－２ 旧告示における資本調達手段としての適格性</u></p> <p><u>農中が平成 25 年 3 月 30 日までに発行した資本調達手段のうち、その他 Tier 1 資本調達手段若しくは Tier 2 資本調達手段に該当しないもの、又は組合が平成 26 年 3 月 30 日までに発行した資本調達手段のうち、普通出資若しくは非累積的永久優先出資に該当しないものについて、それぞれ自己資本比率規制上の適格旧 Tier 1 資本調達手段若しくは適格旧 Tier 2 資本調達手段又は適格旧資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、平成 25 年●月●日付で金融庁及び農林水産省により公表された『「系統金融機関向け総合的な監督指針」の一部改正』による改正前の本監督指針のⅢ－４－６－２－２－１にも留意して行うものとする。</u></p> <p>Ⅲ－４－６－２－３ <u>任意による償還等又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認【共通】</u></p> <p><u>(削る)</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>I) としての発行が適格な資本調達手段</u>」(平成10年バーゼル銀行監督委員会)の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出組合における期限前弁済後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</p> <p>(2) <u>農協法自己資本比率告示第5条第2項第2号及び第13条第2項第2号に定める負債性資本調達手段等の償還を行う場合の「当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき」の該当の有無を判断するに当たっては、仮に当該資本調達(再調達)が当該償還後に行われる場合、遅くとも当該償還後遅滞なく(少なくとも同一決算期中)行われることが確実に見込まれるか、留意するものとする。</u></p> <p><u>Ⅲ-4-6-2-3-2 農中の任意による償還等又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認【農中】</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段の償還等又は買戻しを行う場合の「発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達(当該償還等又は買戻しが行われるものと同程度の質が確保されるものに限る。)が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること」への該当の有無を判断するに当たっては、以下の点に留意するものとする。</p>	<p>(削る)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段 <u>(組合については非累積的永久優先出資)</u> の償還等又は買戻しを行う場合の「発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達(当該償還等又は買戻しが行われるものと同程度の質が確保されるものに限る。)が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること」への該当の有無を判断するに当たっては、以下の点に留意する</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>① 当該資本調達手段の償還等又は買戻しを行うための資本調達（再調達）が当該償還等若しくは買戻し以前に行われているか、又は当該償還等若しくは買戻し以前に行われることが確実に見込まれるか。また、当該資本調達が行われた後に、<u>農中</u>が十分な水準の自己資本比率を維持できないと見込まれるような事態が生じていないか。なお、その他 Tier 1 資本調達手段の償還等又は買戻しを行うために資本調達（再調達）を行う場合、当該資本調達が行われた時点以降償還日又は買戻し日までの間は、当該資本調達により払込みを受けた金額のうち償還予定額に満たない部分については自己資本への算入が認められないことに留意する。</p> <p>② 当該償還等が、専ら当該資本調達手段の所有者の償還等への期待に応えるためだけに行われるものではないか。例えば、資本調達（再調達）のために発行される資本調達手段の適用金利が当該償還等される資本調達手段の適用金利よりも実質的に高いものとなる場合、かかる<u>農中</u>の金利負担の増加にも拘わらず当該資本調達を行う合理的な理由が認められるか。</p> <p>③ 資本調達（再調達）のために発行される資本調達手段の適用金利が、<u>農中</u>の今後の収益見通し等に照らして、自己資本の健全性を維持しつつ十分に支払可能なものとなっているか。</p> <p>(新設)</p>	<p>ものとする。</p> <p>① 当該資本調達手段の償還等又は買戻しを行うための資本調達（再調達）が当該償還等若しくは買戻し以前に行われているか、又は当該償還等若しくは買戻し以前に行われることが確実に見込まれるか。また、当該資本調達が行われた後に、<u>系統金融機関</u>が十分な水準の自己資本比率を維持できないと見込まれるような事態が生じていないか。なお、その他 Tier 1 資本調達手段<u>（組合については非累積的永久優先出資）</u>の償還等又は買戻しを行うために資本調達（再調達）を行う場合、当該資本調達が行われた時点以降償還日又は買戻し日までの間は、当該資本調達により払込みを受けた金額のうち償還予定額に満たない部分については自己資本への算入が認められないことに留意する。</p> <p>② 当該償還等が、専ら当該資本調達手段の所有者の償還等への期待に応えるためだけに行われるものではないか。例えば、資本調達（再調達）のために発行される資本調達手段の適用金利が当該償還等される資本調達手段の適用金利よりも実質的に高いものとなる場合、かかる<u>系統金融機関</u>の金利負担の増加にも拘わらず当該資本調達を行う合理的な理由が認められるか。</p> <p>③ 資本調達（再調達）のために発行される資本調達手段の適用金利が、<u>系統金融機関</u>の今後の収益見通し等に照らして、自己資本の健全性を維持しつつ十分に支払可能なものとなっているか。</p> <p><u>(3) 農中が平成 25 年 3 月 30 日までに発行した資本調達手段のうち、その他 Tier 1 資本調達手段若しくは Tier 2 資本調達手段に該当しないもの、</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－４－６－２－４ 自己資本の質の維持・資本政策の確認【農中】 (略)</p> <p>Ⅲ－４－６－２－５ 監督上の対応【農中】 (略)</p> <p>Ⅲ－４－６－２－６ 他の金融機関等向け出資の調整項目に係る除外事由該当性のチェック【農中】</p> <p>農中法自己資本比率告示第 8 条第 12 項第 1 号等では、「その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段」については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して農林水産大臣及び金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間、同条第 7 項各号及び第 8 項各号に定める額並びに同条第 9 項第 1 号及び第 10 項第 1 号に掲げる額等を算出する場合における当該算出の対象から除外することができ</p>	<p><u>又は組合が平成 26 年 3 月 30 日までに発行した資本調達手段のうち、普通出資若しくは非累積的永久優先出資に該当しないものに関する期限前弁済の届出受理に際しての確認については、平成 25 年●月●日付で金融庁及び農林水産省により公表された「系統金融機関向け総合的な監督指針の一部改正」による改正前の系統金融機関向け総合的な監督指針のⅢ－４－６－２－３－１に留意して行うものとする。</u></p> <p>Ⅲ－４－６－２－４ 自己資本の質の維持・資本政策の確認【農中】 (略)</p> <p>Ⅲ－４－６－２－５ 監督上の対応【農中】 (略)</p> <p>Ⅲ－４－６－２－６ 他の金融機関等向け出資の調整項目に係る除外事由該当性のチェック【共通】</p> <p>農中法自己資本比率告示第 8 条第 12 項第 1 号若しくは告示第 20 条第 9 項第 1 号又は農協法自己資本比率告示第 5 条第 8 項第 1 号若しくは第 13 条第 9 項第 1 号では、「その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段」については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して行政庁が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間、普通出資等 Tier 1 資本に係る調整項目の額、その他 Tier 1 資本に係る調整項</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>るものとされている。</p> <p>この場合において、その存続が極めて困難であると認められるか否かは、<u>農中</u>による資本調達手段の取得時点における当該資本調達手段の発行者の財政状態及び経営成績並びに経済情勢及び経営環境その他の事情を総合的に勘案して判断するものとし、例えば、業務若しくは財産の状況に照らし預貯金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預貯金等の払戻しを停止した金融機関が含まれる。</p> <p>(注) したがって、かかる資本調達手段には、預金保険法第 65 条に規定する適格性の認定等に係る同法第 59 条第 2 項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第 1 項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段も含まれる。</p> <p>また、上記取扱いが認められる期間は、上記事情に加えて、当該資本調達手段の発行者の規模及び金融システムにおける重要性、当該資本調達手段の種類及び保有額、<u>農中</u>の資本の状況、<u>農中</u>が当該資本調達手段を保有することとなった経緯及び目的その他の背景事情並びに当該発行者と<u>農中</u>の関係その他の当該資本調達手段の保有に係る事情を総合的に勘案して、当該資本調達手段を取得した日から 10 年を基本としつつ、期間の伸長・縮減や、激変緩和措置としての対象範囲の段階的縮減を認めるなど、金融システムの安定に鑑み合理的に必要と認められる期間を定めるものとする。</p> <p>なお、<u>農中</u>による承認の申請までについては、原則として、対象となる資本調達手段の取得と同時又はその直後に行うことが求められる。</p>	<p><u>目の額若しくは Tier 2 資本に係る調整項目の額又はコア資本に係る調整項目の額</u>を算出する場合における当該算出の対象から除外することができるものとされている。</p> <p>この場合において、その存続が極めて困難であると認められるか否かは、<u>系統金融機関</u>による資本調達手段の取得時点における当該資本調達手段の発行者の財政状態及び経営成績並びに経済情勢及び経営環境その他の事情を総合的に勘案して判断するものとし、例えば、業務若しくは財産の状況に照らし預貯金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預貯金等の払戻しを停止した金融機関が含まれる。</p> <p>(注) したがって、かかる資本調達手段には、預金保険法第 65 条に規定する適格性の認定等に係る同法第 59 条第 2 項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第 1 項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段も含まれる。</p> <p>また、上記取扱いが認められる期間は、上記事情に加えて、当該資本調達手段の発行者の規模及び金融システムにおける重要性、当該資本調達手段の種類及び保有額、<u>系統金融機関</u>の資本の状況、<u>系統金融機関</u>が当該資本調達手段を保有することとなった経緯及び目的その他の背景事情並びに当該発行者と<u>系統金融機関</u>の関係その他の当該資本調達手段の保有に係る事情を総合的に勘案して、当該資本調達手段を取得した日から 10 年を基本としつつ、期間の伸長・縮減や、激変緩和措置としての対象範囲の段階的縮減を認めるなど、金融システムの安定に鑑み合理的に必要と認められる期間を定めるものとする。</p> <p>なお、<u>系統金融機関</u>による承認の申請までについては、原則として、対象</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－４－７ 自己資本比率の正確性 Ⅲ－４－７－２ 留意事項【共通】</p> <p>自己資本比率の計算の正確性については、自己資本比率が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表規則」という。)及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>組合についての「意図的な保有」控除のためのチェック</u></p> <p>① <u>金融システム内での資本調達(いわゆるダブル・ギアリング)は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意(バーゼルⅢを除く。)における指摘を踏まえ、我が国においては、農協法自己資本比率告示第6条第1項において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金融機関の持分(株式)その他の資本調達手段を保有して</u></p>	<p>となる資本調達手段の取得と同時又はその直後に行うことが求められる。</p> <p>Ⅲ－４－７ 自己資本比率の正確性 Ⅲ－４－７－２ 留意事項【共通】</p> <p>自己資本比率の計算の正確性については、自己資本比率が(連結)財務諸表に基づき算出規則に従って算出されるものであり、当該(連結)財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表規則」という。)及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)等に基づくことに加えて、特に以下の点に留意してチェックするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>いる場合」(以下「意図的な保有」という。)と規定している。この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</p> <p>ア 我が国の預貯金取扱金融機関が借手となる劣後ローンを平成9年7月31日以降供与している場合</p> <p>※ この場合については、資本増強協力目的によるものとみなし、すべて「意図的な保有」に該当する。ただし、預貯金取扱金融機関において出資を受けた金融機関(信連又は農中)が出資者たる金融機関(組合等)から受け入れた出資、劣後ローンについては、意図的な保有とみなさない。</p> <p>イ 劣後ローンを除く他の金融機関の持分(株式)その他の資本調達手段を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、平成10年3月31日以降、新たに引き受ける場合</p> <p>※ なお、前述の経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等から調達する発行済の株式その他の資本調達手段の保有、及び証券子会社によるマーケット・メイキング等のための一時的保有は、「意図的な保有」には該当しない。</p> <p>(注1) 「意図的な保有」のうち、「第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合」についてのチェックは、平成11年4月1日以降に資金の払込みが行われた自己資本の調達について行うものとする。</p> <p>(注2) 信連・農中に対する会員からの出資・劣後ローンについては、信連・農中の会員資格が組合等に限定されていること等その設立及び</p>	

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>業務に必要不可欠なものであることから、ダブル・ギアリング規制の対象とせず、自己資本の控除項目から除外される。ただし、出資又は劣後ローンの供与に当たっては、自らの自己資本に配慮したものとなっているかどうかの検証が必要なことに留意する。</u></p> <p>② <u>意図的な保有に該当する場合には、貸手金融機関の自己資本の額から当該保有相当額を控除することとなるが、適正な控除が行われているか。</u></p> <p>③ <u>連結財務諸表の作成上、意図的な保有に係る他の金融機関又は金融業務を営む関連法人等（比例連結の簡便法が適用されているものを除く。）に持分法が適用されている場合には、控除すべき資本調達手段の額は、投資原価にそれまで計上された持分法による評価損益の累計額を加減した額となっているか。</u></p>	
<p><u>(2-2) 農中についての「意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段」控除のためのチェック</u></p> <p>① 金融システム内で自己資本比率向上のために資本調達手段を相互に意図的に保有することは、<u>農中</u>及び他の金融機関等の双方において実体の伴わない資本が計上されることとなり、金融システムを脆弱なものにすることから、バーゼル合意に従い、<u>農中法自己資本比率告示第8条第4項</u>等において、<u>農中</u>及び他の金融機関等との間で相互に自己資本を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に<u>農中</u>又は連結子法人等の資本調達手段を保有していると認められる場合（以下「意図的持合」という。）、<u>農中</u>又は連結子法人等が保有する資本調達手段につい</p>	<p><u>(2) 意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段についての該当性判断</u></p> <p>① 金融システム内で自己資本比率向上のために資本調達手段を相互に意図的に保有することは、<u>系統金融機関</u>及び他の金融機関等の双方において実体の伴わない資本が計上されることとなり、金融システムを脆弱なものにすることから、バーゼル合意に従い、<u>農中法自己資本比率告示第8条第6項</u>又は<u>農協法自己資本比率告示第13条第4項</u>等において、<u>系統金融機関</u>及び他の金融機関等との間で相互に自己資本を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に<u>当該系統金融機関</u>又は連結子法人等の資本調達手段を保有していると認められる場合（以下「意図的</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ては、その全額を自己資本の調整項目として自己資本から控除しなければならないものとしている。この意図的持合については、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</p> <p>ア 農中又は連結子法人等が、平成9年7月31日以降、我が国の預貯金取扱金融機関との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、<u>農中</u>又は連結子法人等が当該預貯金取扱金融機関の資本調達手段を保有し、かつ、当該預貯金取扱金融機関も<u>農中</u>又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合</p> <p>イ <u>農中</u>又は連結子法人等が、平成22年12月17日以降、他の金融機関等（我が国の預貯金取扱金融機関を除く。）との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、<u>農中</u>又は連結子法人等が当該他の金融機関等の資本調達手段を保有し、かつ、当該他の金融機関等が<u>農中</u>又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合</p> <p>※ したがって、他の金融機関等が<u>農中</u>又は連結子法人等の資本調達手段を保有していない場合は、意図的持合には該当しない。また、他の金融機関等との間で相互に資本調達手段を保有している場合であっても、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして資本調達手段を互いに保有することが約されているとは認められない場合（例えば、専ら純投資目的等により流通市場等において他の金融機関等の資本調達手段を取得及び保有している場合や、専ら業務提携を行</p>	<p>持合」という。）<u>系統金融機関</u>又は連結子法人等が保有する資本調達手段については、その全額を自己資本の調整項目として自己資本から控除しなければならないものとしている。この意図的持合については、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</p> <p>ア <u>系統金融機関</u>又は連結子法人等が、平成9年7月31日以降、我が国の預貯金取扱金融機関との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、<u>系統金融機関</u>又は連結子法人等が当該預貯金取扱金融機関の資本調達手段を保有し、かつ、当該預貯金取扱金融機関も<u>系統金融機関</u>又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合</p> <p>イ <u>系統金融機関</u>又は連結子法人等が、平成22年12月17日（<u>組合については、平成24年12月12日</u>）以降、他の金融機関等（我が国の預貯金取扱金融機関を除く。）との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、<u>系統金融機関</u>又は連結子法人等が当該他の金融機関等の資本調達手段を保有し、かつ、当該他の金融機関等が<u>系統金融機関</u>又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合</p> <p>※ したがって、他の金融機関等が<u>系統金融機関</u>又は連結子法人等の資本調達手段を保有していない場合は、意図的持合には該当しない。また、他の金融機関等との間で相互に資本調達手段を保有している場合であっても、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして資本調達手段を互いに保有することが約されているとは認められない場合（例えば、専ら純投資目的等により流通市場等において他の金</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>う目的で他の金融機関等の資本調達手段を相互に保有している場合、また、証券子会社がマーケット・メイキング等の目的で一時的に他の金融機関等の資本調達手段を保有している場合等)は、意図的持合には該当しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>農中</u>が金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている<u>農中</u>及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我</p>	<p>融機関等の資本調達手段を取得及び保有している場合や、専ら業務提携を行う目的で他の金融機関等の資本調達手段を相互に保有している場合、また、証券子会社がマーケット・メイキング等の目的で一時的に他の金融機関等の資本調達手段を保有している場合等)は、意図的持合には該当しない。</p> <p><u>※※</u> なお、組合については、上記の意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額のほか、同じくコア資本に係る調整項目の額に含まれる少数出資金融機関等の対象普通出資等の額、特定項目に係る10パーセント基準超過額又は特定項目に係る15パーセント基準超過額の算出に際して、時価評価差額がその他有価証券評価差額金として評価・換算差額等の項目として計上される対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもってその額とする必要があることに留意する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>① (略)</p> <p>② 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている<u>系統金融機関</u>及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>が国の会計制度上比例連結が採用されておらず馴染みがないことや、会計上の事務負担が増加することに鑑み、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>ア. 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的持合として保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下②において同じ。）を農中法自己資本比率告示第6条第2項等第4号に規定するその他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額、農中法自己資本比率告示第7条第2項第4号に規定するその他金融機関等のTier 2 資本調達手段の額及び農中法自己資本比率告示第8条第9項第1号及び第10項第1号に掲げる額を算出する場合におけるその他金融機関等に係る対象資本調達手段の額並びに農中法自己資本比率告示第53条の3又は第155条の3の規定による信用リスク・アセットの額の算出の対象に含めず、農中法自己資本比率告示第9条第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスクアセットの額、マーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額の合計額をいう。以下イにおいて同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。</p>	<p>我が国の会計制度上比例連結が採用されておらず馴染みがないことや、会計上の事務負担が増加することに鑑み、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>ア. 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的持合として保有している他の金融機関等の資本調達手段を除く。以下②において同じ。）を、<u>農中については農中法自己資本比率告示第6条第2項等第4号に規定するその他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額、農中法自己資本比率告示第7条第2項第4号に規定するその他金融機関等のTier 2 資本調達手段の額及び農中法自己資本比率告示第8条第9項第1号及び第10項第1号に掲げる額を算出する場合におけるその他金融機関等に係る対象資本調達手段の額並びに農中法自己資本比率告示第53条の3又は第155条の3の規定による信用リスク・アセットの額の算出の対象に含めず、<u>また、組合については、農協法自己資本比率告示第13条第6項第1号又は第7項第1号に掲げる額を算出する場合におけるその他金融機関等に係る対象普通出資等の額及び告示第47条の3、第47条の4、第154条の3又は第154条の4の規定による信用リスク・アセットの額の算出の対象に含めず、農中法自己資本比率告示第9条第1項本文後段又は農協法自己資本比率告示第15条第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額（農中の場合に限る。）及びオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額の合計額をいう。以</u></u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(注1) 簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、のれん相当額の調整、未実現損益の消去、配当金の消去等の会計処理が行われることによる。</p> <p>(注2) 連結自己資本比率に係る算式における分子の額（普通出資等 Tier 1 資本の額、Tier 1 資本の額及び総自己資本の額をいう。）には調整を行わない。</p> <p>イ. 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次の a に掲げる額を控除し、b に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 毎決算期の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づいて算出した以下に掲げる額の合計額に保有議決権割合を乗じて得た額</p> <p>i) 農中法自己資本比率告示第 10 条から第 12 条までの規定を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額</p> <p>ii) 農中法自己資本比率告示第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項又は第 7 条第 2 項の規定による普通出資等 Tier 1 資本に係る調整項目の額、その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額又は Tier 2 資本に係る調整項目の額の算出の対象となるものの額の合計額に 1,250 パー</p>	<p>下イにおいて同じ。) に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>(注1) 簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、のれん相当額の調整、未実現損益の消去、配当金の消去等の会計処理が行われることによる。</p> <p>(注2) 連結自己資本比率に係る算式における分子の額（<u>農中について</u>は普通出資等 Tier 1 資本の額、Tier 1 資本の額及び総自己資本の額をいい、<u>組合については自己資本の額をいう。</u>）には調整を行わない。</p> <p>イ. 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次の a に掲げる額を控除し、b に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 毎決算期の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づいて算出した以下に掲げる額の合計額に保有議決権割合を乗じて得た額</p> <p>i) 農中法自己資本比率告示第 10 条から第 12 条まで又は<u>農協法自己資本比率告示第 16 条及び第 17 条</u>の規定を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額</p> <p>ii) <u>農中について</u>農中法自己資本比率告示第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項若しくは第 7 条第 2 項の規定による普通出資等 Tier 1 資本に係る調整項目の額、その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額若しくは Tier 2 資本に係る調整項目の額の算出の対象となるものの額の</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>セントを乗じて得た額</p> <p>ウ. 上記イ b)において、<u>農中</u>と当該金融業務を営む関連法人等との間の債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支えない。なお、相殺消去を行う場合には、<u>農中</u>又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記イ b)の分母の額を算定する。</p> <p>エ. 上記イ b i)において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスクアセットの額の算定上、<u>農中法自己資本比率告示第 10 条</u>に定める信用リスクアセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。</p> <p>オ. ・カ. (略)</p> <p>③ <u>組合が金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている系統金融機関及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらず馴染みがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>ア. 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的</p>	<p><u>合計額に 1,250 パーセントを乗じて得た額、又は組合について農協法自己資本比率告示第 12 条第 2 項の規定によるコア資本に係る調整項目の額の算出の対象となるものの額に 1,250 パーセントを乗じて得た額</u></p> <p>ウ. 上記イ b)において、<u>系統金融機関</u>と当該金融業務を営む関連法人等との間の債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支えない。なお、相殺消去を行う場合には、<u>系統金融機関</u>又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記イ b)の分母の額を算定する。</p> <p>エ. 上記イ b i)において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスク・アセットの額の算定上、<u>農中法自己資本比率告示第 10 条又は農協法自己資本比率告示第 16 条</u>に定める信用リスク・アセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。</p> <p>オ. ・カ. (略)</p> <p>(削る)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下③において同じ。）を控除項目の額（農協法自己資本比率告示第14条第1項及び第16条に規定する控除項目の額をいう。以下③において同じ。）に含めず、農協法自己資本比率告示第15条第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスクアセットの額及びオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額の合計額をいう。以下イにおいて同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。</u></p> <p><u>（注1）簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、のれん相当額の調整、未実現損益の消去、配当金の消去等の会計処理が行われることによる。</u></p> <p><u>（注2）連結自己資本比率に係る算式における分子の額（自己資本の額をいう。）には調整を行わない。</u></p> <p><u>イ. 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次のaに掲げる額を控除し、bに掲げる額を加算した額とする。</u></p> <p><u>a. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（資本勘定に属するものに限る。）</u></p> <p><u>b. 毎決算期の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、農協法自己資本比率告示第16条及び第17条の規定を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に保有議決権割合を乗じて得た額</u></p>	

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ウ. <u>上記イ b において、当該系統金融機関と当該金融業務を営む関連法人等との間の債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支えない。なお、相殺消去を行う場合には、当該系統金融機関又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記イ b の分母の額を算定する。</u></p> <p>エ. <u>上記イ b において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスクアセットの額の算定上、農協法自己資本比率告示第 16 条に定める信用リスクアセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。</u></p> <p>オ. <u>その他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(5) <u>自己資本比率の計算方法の一貫性</u></p> <p><u>例えば農中法自己資本比率告示又は農協法自己資本比率告示上の経過措置の適用等、自己資本比率の計算方法に関して系統金融機関に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法を採用しているか。</u></p> <p>(以下略)</p>